

もてきな笑顔と花のまち



ひがしかぐら

北海道  東神楽町

東神楽町マチのにぎわい創出事業

～希望者募集のしおり～

・相談及び申請期間

- ①相談期間 令和7年4月1日（火）から令和7年12月30日（火）
- ②申請期間 令和8年1月6日（火）から令和8年1月30日（金） 必着

・申請書類の入手方法（方法は2種類あります。）

- ① 東神楽町役場産業振興課に直接受け取りに来ていただく。
- ② 東神楽町ホームページ (<http://www.town.higashikagura.lg.jp/>) からダウンロードする。

・申請方法

申請書類に必要事項を記入し、東神楽町役場1階産業振興課へ郵送又は直接ご持参し、提出してください。

・お問い合わせ先

〒071-1592

北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

東神楽町役場 産業振興課

電話番号（0166）-83-2114

事業の目的

町内の地域資源を積極的に活用する事業者や事務所等の設置により、新規雇用者の創出が見込まれる事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、町の新たな賑わいや魅力の創出と町内経済の活性化を図ることを目的とします。

1. 対象事業者

補助金の交付対象となる事業者は、町内で新規創業、第二創業又は2号店の出店の行う者のうち、以下に掲げる要件の全てを満たす者をいいます。

- (1) 飲食及び小売業：町内の地域資源を活用し、広告、宣伝、店舗表示等でPRすること
- (2) 宿泊業：新規雇用と町内に事務所を設置すること
※農業者などを事業主体とする農家レストラン、農泊なども対象とします。
- (3) 対象事業を3年以上継続すること
- (4) 町民税を滞納していないこと
- (5) 金融機関から資金調達のため融資又は出資を受けていること
- (6) 対象年度において既にこの補助金の交付の決定を受けていないこと
- (7) 公序良俗に反しない事業を行う者であること
- (8) 東神楽町暴力団排除条例（平成25年東神楽町条例第30号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者でないこと

【用語の定義】

- ・対象事業：飲食業、小売業及び宿泊業のことをいう。
- ・地域資源：町内で生産された農畜産物等のことをいう。
- ・店舗：商品を売るための建物又は施設のことをいう。
- ・新規創業：事業を営んでいない個人が、新たに対象事業を開始し、又は新たに法人を設立して対象事業を開始することをいう（町外で事業を営んでいた者が、町内に移転し、対象事業を開始する場合を含む。）。
- ・第二創業：中小企業者等が、これまで営んできた事業とは別の新たな対象事業に進出することをいう。
- ・2号店：既存の店舗等と同一の対象事業を行う2店舗目以上の新たな出店を町内で行うことをいう。
ただし、既存の店舗等が町内にあり、町内の同一敷地内に2店舗目を出店する場合を除く。
- ・飲食業：食事又は飲物を提供する事業のことをいう。
- ・小売業：個人用又は家庭用消費のために商品を販売する事業のことをいう。
- ・宿泊業：一般公衆、特定の会員等に対して宿泊又は宿泊と食事を提供する事業所をいう。ただし、民泊（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。）を除く。
- ・対象年度：当該年度の4月1日～翌年3月31日までのこと。

2. 補助事業対象期間

補助事業対象期間は令和7年4月1日（火）から令和8年2月27日（金）までとします。

3. 補助金額及び補助対象経費

（１）補助金額

限度額は1件当たり2,000千円です。

※ 補助率：補助対象経費の2分の1以内です。

（２）補助対象経費

・補助対象経費は次のとおりです。

1 事業拠点費	工事、修繕費、改造費、施設購入費、備品購入費、機械器具費、看板等構築物費、土地・建物の取得費、リース・レンタル・家賃（保証金（敷金、礼金等）は除く。）、その他事業所の設置に要する経費
2 宣伝広告費	新規創業、第二創業又は2号店の出店に関する宣伝広告に要する経費（新聞広告、チラシ製作・配布、その他宣伝広告に必要とする経費）
3 委託費	上記1～2の経費の一部を委託する経費
4 その他町長が必要と認める経費	ただし、上記1～3の経費のうち、同一の申請内容で過去に他の公的機関等から補助金等を受けている経費を除く。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

※申請者が複数の場合、予算の範囲内で審査し、減額する場合があります。

4. 申請書類の提出

（１）事業の相談及び申請期間

①相談期間 令和7年4月1日（火）から令和7年12月30日（火）

②申請期間 令和8年1月6日（火）から令和8年1月30日（金） 必着

（２）申請方法

申請書類に必要事項を記入し、東神楽町役場産業振興課へ郵送又は直接ご持参し、提出してください。

なお、申請書を持参される際は、あらかじめ産業振興課（電話83-2114）へご連絡ください。

(3) 必要書類

交付申請及び実績報告に必要な書類は次のとおりです。

【－交付申請－】

- ① 補助金等交付申請額算出調書（別記第1号様式（その1））
- ② 資金収支計画書（別記第1号様式（その2））
- ③ 事業計画書（様式第1号（第6条関係））
- ④ 金融機関から融資又は出資を受ける際に提出している計画書又は資金繰り表等の写し
- ⑤ 法人にあっては、登記事項証明書（発行3ヶ月以内の原本）及び定款又は団体等の規約等（原本謄写）の写し
- ⑥ 事業所等が所在する土地及び建物に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書等の写し
- ⑦ 市町村税の納税証明書（未納がないことの証明）
- ⑧ 各種契約書の写し及び積算根拠書類（見積書等）
- ⑨ その他町長が必要と認める書類

【－実績報告－】

- ① 補助金等精算書（別記第15号様式（その1））
- ② 事業精算書（別記第15号様式（その2））
- ③ 事業報告書（様式第2号（第8条関係））
- ④ 法人にあっては、登記事項証明書（発行3ヶ月以内の原本）及び定款又は団体等の規約等（原本謄写）の写し
- ⑤ 事業所等が所在する土地及び建物に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書等の写し
- ⑥ 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- ⑦ 各種契約書等の写し
- ⑧ 飲食業又は小売業を営んでいる者の各種許可書の写し
- ⑨ 完成後の写真等
- ⑩ その他町長が必要と認める書類

※補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月15日のどちらか早い時期までに、所定の様式で実績報告書を提出してください。

(4) 提出先、お問合わせ先

東神楽町役場 産業振興課

住所：〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

電話：0166-83-2114

